

大阪 あーかいぶず

平成四年三月
第十号
大阪府公文書館発行

「公文書館に思うこと」

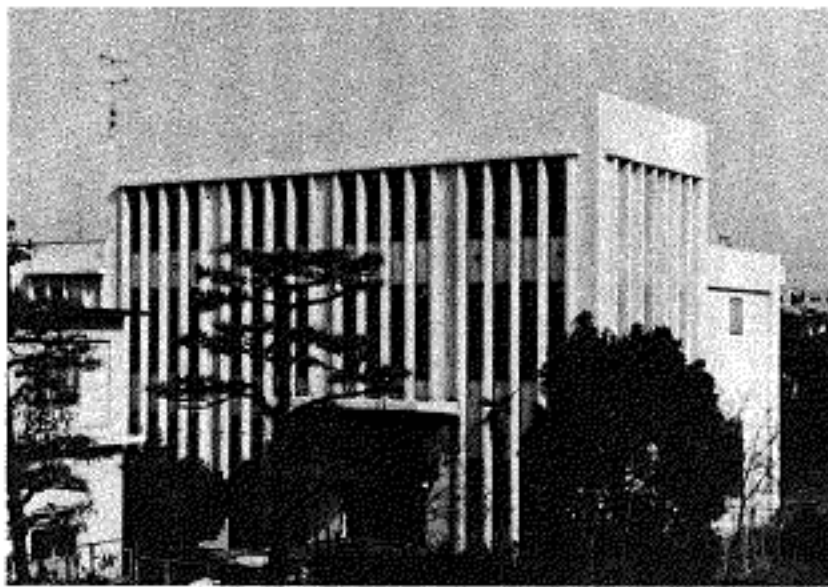
清水 義暉

公文書館法が制定されて五年を迎えた。諸外国の公的機関では、図書館、博物館、公文書館が三大文化施設の代表だそうである。

日本はどうか。法の制定でいえば図書館法は昭和二十五年に、博物館法は二十六年に制定されているが、公文書館法は昭和六十二年のことである。ちなみに、フランスの公文書館法の制定は革命直後のことで、今から二〇〇年以上も前のことである。あまりにも遅きに失したスタートであるが、それでも法律が出来たおかげで都道府県レベルで二〇を数え、指定都市では八市に公文書館（文書館、資料館を含む）が設置されている。

しかしながら、法律制定以前から設置されているものや、図書館や博物館等から分離して設置されたものもあって、その名称はまちまちである。文書館（ブンショカン）やミュージョカンと呼ばれるものもいろいろいる。資料館（大概は歴史・文化・郷土・民俗・市政・総合・地域・研究等が上につく）や史料館、歴史館等といった具合である。業務の内容はほぼ似かよっているのに、名称がバラバラであ

大阪府公文書館



目次

「公文書館に思うこと」	1
熊原喜一郎外交試験に合格する	3
全国公文書館会議に出席して	4
刊行物の収集	5
研修の参加報告	6
文書館あれこれ(6)	7
公文書館の2333日	8
この仕事こんな作業	11

ることが、その存在価値まで薄らげてしまっているような気がしてならない。

それともう一つ気になるのは、用語の使い分けである。行政文書、行政資料、古文書、古公文書等その範囲も含めて、読み方、いつの時代を指すのか県や市によってもまちまちである。図書館用辞書にしかでていない用語もあり、それぞれ都合のよいように解釈しているようで、公文書館用語辞典がほしいくらいである。

いずれにせよ日本の公文書館が諸外国に比べ、遅れをとっているのは確かなようである。さて、本府公文書館はとりあえず貴重な公文書等の散逸を防止するため、既存の施設を利用して設置したものであるが、同時に将来的には情報公開機能を併せ持つ施設として設置すべきとの考え方も当初から根強くあり、今日に至っているのが実情である。

ところで、本府における情報公開制度の導入は、公文書館設置より一年早く行われ（昭和五十九年から）、今日では開かれた府政、府民参加の府政へとその推進の役割を果たしている。詳細は省略するが、府政の総合的な

情報提供の窓口として本庁にエコーセンターを設け、七カ所の府民センターにエコーコーナーを設置し、本庁各課や、各出先機関と連携して迅速に的確な情報提供を行うとともに、現用公文書の公開を実施している。このように情報公開制度が立派に定着した今となっては、公文書館の設立当初提言された「情報公開機能を併せ持つ施設とする」という考え方は、見直す必要があるのではないかと考えている。(少なくとも現用公文書については)

元々あらゆる公文書、資料等を適格に収集保存し、広く公開するという意味で、情報公開制度と公文書館は共通する機能があるから、こうした面を考慮して検討されてきたのであるが、本府の場合は時の経過とともに、双方がそれぞれの役割を生かし、別々に存在する現状になってきている。少なくとも公文書館と名乗るかぎり、中身は「公文書等」をどのように整理保存するか」ということに重きをおき、これ以外はノータッチという考え方も至極当然のように思われる。

さて、このようにいうと四方八方から雷が落ちそうなことは承知の上で、あえて申し上げたいのは、「公文書館の理念とは何ぞや」を端的な表現で理解したいからである。アレもコレも何でも保存するということにならないのはおわかりいただけるとして、公文書館の理念とは「公文書を精査して、重要でかつ

真正な公文書を残し、未来に向かってこれらをため込んでいく施設である」と理解したいのである。まずこういうふう理解した上で御批判を思うと思われる部分については、人・物・金と相談ということになるのではないだろうか。大雑把に申し上げて、昭和二十二年地方自治法施行以前の古い公文書は、公文書館にはごくわずかしがなく、これらを方々を探し出して集めることはかなりの労力と経費を要することになる。一方、昭和二十二年以降の公文書については、本府においてはかなりの分野で整理保存されており、スペースの関係で永年保存文書の一部をマイクロ化して、現物を廃棄しているものもあるが、現用文書として文書主管課で立派に保存されている。

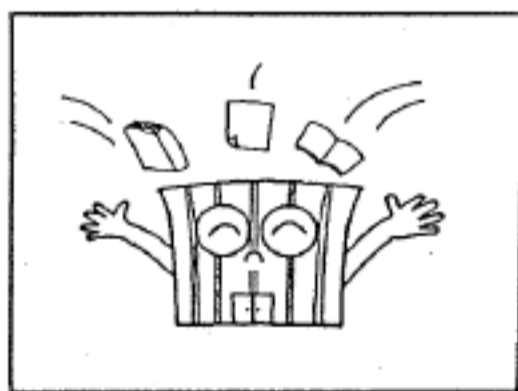
ただ残念なのは有期保存の文書である。昭和五十六年に知事が公文書の廃棄にストップをかけるまでは、保存期間を満了した文書は、特別の事情のないかぎりすべて廃棄してしまっていることである。しかしこれとて当時の規則、規定等からみて当然のことであり、むしろ文書の減量作戦はその頃の命題でもあったわけである。

もちろん公文書の保存年限は、保存基準によって本府の場合は七区分に定められており、保存

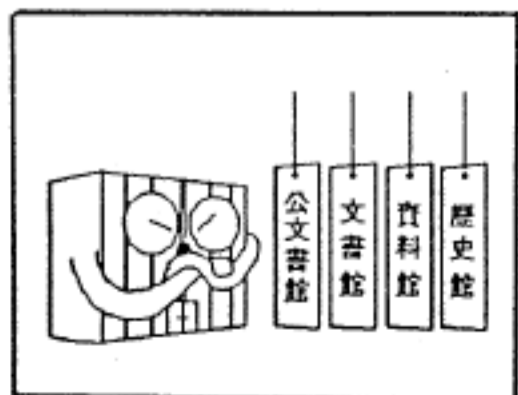
年限の長いほど重要性のある文書であるということができる。

したがって二十年保存の文書で言えば、昭和三十六年以前に満期がきたものは廃棄されているが、それ以後は概ね残っているわけであらう。少しは安堵できる部分である。なにはともあれ、これから三十年先、五十年先と先々のことを考えて保存していくわけであるから「何を残していくのか」がたいへん重要なことである。選別に当たっては一応の基準が設けられてはいるが、はたしてこの書類が五十年先に貴重な史料となつているのであろうかなどと考えていると迷うことしきりである。この点だけとらえてみても専門職(アーキビスト)制度の導入が一日も早く実現されるように祈らざるを得ない今日このごろである。

(しみず よしあき 大阪府公文書館長)



どんどんあつめて



さて、どの名札にしようかな...

幣原喜十郎外交官試験に合格する

大西 愛



「秘書類」の表紙

「今般、外交官及領事官試験ニ合格セシ貴府（大阪府）河内国北河内郡門真村百十番地幣原喜十郎身分・性質・履歴及政党ニ関係ノ有無、至急取調返電アレ

（明治二十九年）九月廿四日 外務次官」

幣原外交で知られる幣原喜十郎の対外活動は、この試験合格からはじまった。大阪府公文書館には、右記の史料にはじまる一件の文書（文書番号B0-59-15-60）が保存されている。この史料について紹介してみたい。

文書は、大阪府の起案文書一通（明治二十九年九月二十八日起案）、外務次官よりの電報一通、電報の訳一通、大阪府北河内郡長より大阪府知事官房あての回答一通（三枚）の計四通（七枚）より成る。なお、幣原の名前は、この文書の中ではどれも「喜十郎」と書かれているが、国史辞典、日本近現代史辞典はいずれも「喜重郎」となっている。

始めにあげた九月二十四日の外務次官の問い合わせに対し、知事官房掛長 林俊太郎は、北河内郡長 向日保雄に至急取調べるよう依頼をだしたのであろう。北河内郡役所からは九月二十七日付でさっそく詳しい返事がきた。

幣原は、明治五年八月十一日大阪府門真村（今の門真市）に農家の次男として生まれた。公立門真小学校から明治十七年に大手前（大阪市中央区）にあった大阪中学校に入った。

大阪中学校というのは明治二年に自然科学の教育を目的として設立された舎密局を前身としている。舎密局はのち理学校となり、洋学校と合併して大阪開成所と名称変更をしたのち、明治五年第四学区大阪第一番中学、のち大阪中学校と改名し普通高等教育の学校となっていく。大阪中学校はさらに大学分校、第三高等中学校と校名をかえ、明治二十二年には京都に移転して、のち明治三十年京都帝国大学へと変遷を重ねていく。

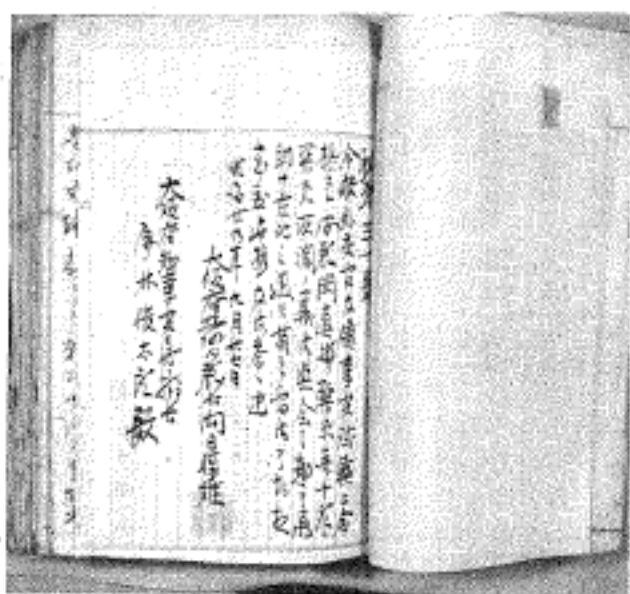
幣原はちょうどこの変遷のさなかに学んでおり、大阪中学校、大学分校、第三高等中学校と合わせて、七年四カ月の学生生活をおくっている。明治二十五年七月、東京へ出て帝国大学法律学科を履修し二十八年七月に卒業し、十一月農商務省に入った。

北河内郡長は右記に述べた経歴にそえて、「性質活発、政党ニ関係ナシ」と報告している。河内の一農村にすくすくと育った優秀で活発な次男坊の様子がかげえる。なお、二歳上の兄、幣原坦は同じ時期に帝国大学国史学科を卒業して学者となっている。

大阪府は、北河内郡役所からの詳しい報告のうちから重要な部分を抜粋し九月二十八日に返電したと思われる。

史料が綴られているこの簿冊は「明治二十九年秘書類 官房秘書係」とタイトルがつけられ、職員の人事採用に関する電報を中心とし、郡長の任命や当時はまだ少なかった技師の採用の問い合わせ、書記官の辞職等明治三十三年までの文書が含まれている。

（おおにし あい 大阪府公文書館）



北河内郡長から大阪府への公文書

刊行物の収集

北山 英一

公文書館では公文書に限らず、府の機関が作成又は收受した刊行物も収集対象にしています。したがって、その作成(発行)機関も、府はもちろんのこと、その外郭団体や国・他府県市町村・民間会社にいたるまで多様です。

大阪府では、これらの刊行物の収集方法を規程(歴史的文書資料類の収集及び保存に関する規程 第五条)で定め、原課から直接送付してもらうようにしています。しかしPR不足のためか、思うような収集ができなかったため、平成元年九月から府営印刷所、平成二年九月からは総務部用度課の協力を得て、



刊行物のパソコン入力作業

庁内で印刷する刊行物を収集するなど、その確実な収集を図っています。また、各課で不用品になった刊行物や資料を、公文書館が原課へ直接取りに行くなど、古い資料の収集にも努めています。公文書館ではこれらの刊行物などを、行政情報の提供という面からだけでなく、それがもつ歴史的文化的価値を重要視して保存し、利用に供するようにしています。

収集面での一つの課題は現在、府の刊行物に登録制度がないことです。つまり、刊行物それぞれに固有の発行番号を与え、一元的に管理をするシステムがなく、刊行情報を網羅的に把握しえないという点です。今後はこの点を改善し、府の刊行物が円滑に、かつ完全に収集できる体制づくりをせねばなりません。次に、資源の再利用という観点から再生紙を用いている印刷物が増えてきていますが、資料を永久に保存する公文書館にとってこのことは、頭の痛い問題です。なぜなら、再生紙の場合、中性紙はもちろん普通紙と比較しても、その劣化は非常に早いからです。公文書館など、資料保存利用機関に配付するものに関しては普通紙、できれば中性紙を使用するという要請をする必要があります。

また、公文書館は府や他の行政機関以外の



公文書館の刊行物

刊行物も引き継いでいますが、保存スペースや人手の問題、あるいは体系的な蔵書の構築を考えると、これらすべての刊行物を収集・保存することは事実上無理です。行政刊行物・資料類や大阪府に関するもの、その他散逸するおそれのあるもの以外は類縁施設である図書館(もっとも、図書館でも図書館法で行政資料の収集がその事業内容の一つとして掲げられているが)にゆずるのが適当かと思えます。今後、この収集分野の問題についても図書館等との連携を図り、競合ではなく協同、機能の分断ではなく分担という考え方をもち、協力体制を強化する必要があります。

また収集について判断に迷うような資料の場合、公文書と同様な考えにたち、とりあえず中間書庫に収蔵して、年を経てから取捨の決定をするという配慮が必要だと考えています。(きたやま ひでかず 大阪府公文書館)

研修参加の報告

史料管理学研修会（通算三七回）

主催 国立史料館

国立史料館が主催する当研修には、長期研修と短期研修とがありますが、今回参加したのは、平成三年十一月十一日から二十二日まで札幌市で開催された短期研修の方です。昨年、国立公文書館の主催する「公文書館等職員研修会」にも参加しており、それに続く今回の研修参加でした。

史料館の担当者の説明にもあったと思いますが、国立公文書館の研修が比較的、初級者向けなのに対し、史料館では、ある程度経験を積んだ人を対象にしていると聞きました。生粋の行政職であり、史料管理学などには全くの素人である自分にとって、今回の講義が「難しい」と感じるのも無理はないと、勝手な解釈をしている次第です。

しかし、素人なりに今回の研修で学んだことも少なからずありました。例えば、自分は公文書館の収集対象に古文書を含むということに疑問を持っており、当然それについてもっとさら勉強する必要もないと考えていたのですが、今回の研修で講師の一人が、「現代の公文書と古文書（特に近世文書）」とは連続するものであり、それぞれ個別のものではない。

現代の公文書を理解しようとするとき、そのルーツである古文書を研究することは不可欠である」というようなことを言っているのを聞き、なるほどと思うとともに、その重要性を講義の中で思い知らされ、無知ゆえの浅はかさを考え改めさせられる良い機会でした。なお、研修内容と講師は左記のとおりです。

（狩野 俊明 大阪府公文書館）

講義内容	講師名	講師所属
文書館総論	森安彦	国立史料館 教授
近世史料論Ⅰ（総論・幕藩史料）	大友一雄	国立史料館 助手
史料の保存科学	福葉政満	東京芸術大学美術学部 助手
近世史料論Ⅱ（町方・村方史料）	丑木幸男	国立史料館 助教
史料所在調査法	渡邊尚志	国立史料館 助教
地域社会と文書館	大庭幸生	北海道立文書館 参与
北海道立文書館における史料管理	山田博司	北海道立文書館 普及閲覧係 長
近現代史料論	鈴江英一	北海道立文書館 私文書課 長
近現代史料の整理と検索手段の作成	佐藤京子	北海道立文書館 資料課 長
近世史の整理と検索手段の作成	大藤修	国立史料館 助教
史料の修復・補修	古関豊	宮内庁書陵部 修補師 長
史料の装備と配架	吉野敏武	宮内庁書陵部 修補師 長
史料の利用と情報サービス	安藤正人	国立史料館 助教
	山田哲好	国立史料館 助教

第四回公文書館等職員研修会

主催 国立公文書館

第四回公文書館等職員研修会が平成三年十一月二十五日から二十九日までの五日間、国立公文書館の主催により行われました。この研修は、公文書館法が昭和六十三年に施行されて以来、毎年行われており、今回で未だ四回目です。国立公文書館が私たち文書事務担当者を対象に、こうした研修を開催してくれることは、大変ありがたいことです。

今回、この研修会に参加した受講者の構成を見てみると、国の職員、都道府県の職員、市職員とそれぞれの立場からの者でされていたようです。このような構成で、一緒に研修を受けるといふ機会はありませんので、若干の戸惑いを感じたりもしました。

今回の研修会でいちばん印象に残ったのは、「古文書が発見されることにより、歴史が塗り替えられる」ということです。こういった古文書が見つかることにより、新たな史実が発見され、今までの歴史では知られなかった陰の立役者、功労者がいることが明るみになります。古文書とは、その当時の「真実」を知ることが出来る貴重な物なのです。特に現代のように映像による転写、音声を記録するなどの手段がない時代であり、記録を残すためには絵に描くか、文字にするしかないのですから、その大切さというのはなおさらです。

講義内容	講師名	講師所属
公文書館法と公文書館の役割	板東眞理子	国立公文書館次長
行政官庁の文書管理	秦博之	総務庁行政管理局副管理官
古書の取り扱い	長澤孝三	国立公文書館教授
紙の劣化と保存	大江礼三郎	東京農工大学農学部教授
修復の実務	増田博	国立公文書館教授
古文書の収集・整理	森安彦	国立史料館教授
国際公文書館会議について	小川千代子	国立公文書館講師
情報公開とプライバシーの保護	藤田 憲一	山梨学院大学法学部講師
公文書史料(アーカイブズ)の選別と分類	小林 蒼海	元図書館情報大学講師
フランスの公文書館について	内田日出海	東京国際大学経済学部講師
著作権問題	伊勢呂裕史	文化庁文化部著作権課長
行政資料の収集と利用	目釜 尚民	京都府立総合資料館文庫課長
地方公文書館の業務	熊田 重邦	広島県立文書館長
公文書の管理とOA化	和田 光博	大阪市公文書館主査

※<講演>公文書の取り扱いと見方/磯貝 勝太郎(文芸評論家)

受講者全員が熱心に講師の話に耳を傾け、まじめにメモをとっていました。講義終了後には必ずと言っていいほど質疑応答がされるなど、講義の質の高さを感じるとともに、参加者の本研修会に対する真剣さを痛感しました。

なお、研修の内容と講師は、次のとおりです。
(乾 義雄 大阪府公文書館)

文書館あれこれ(6)

京都府立総合資料館

京都市左京区下鴨半木町一―四

JR京都駅から地下鉄で北山駅下車、すぐ上のところに植物園と隣り合わせという恵まれた環境の中にあり、地下鉄が延長されて大変便利になっている。敷地一五、九六一㎡、建物は鉄筋地下一階、地上四階建て延べ二、七三二㎡という広大なものである。開館したのは昭和三十八年で、都道府県レベルでは山口県に次いで二番目に古い。当初は図書館的機能の業務と博物館的業務でスタート、文書を受け入れるようになったのは昭和四十二年のことである。公文書の分野でいえば永年保存文書のうち、二十五年を経過したものはすべて資料館で保存している。したがって職員も頻繁に訪れている。

所蔵資料も膨大なもので、古文書や図書文献・現物資料(美術工芸等)を含め、行政文書の四万点をあわせると、平成三年末現在、約六七万点に登っている。戦災にあっていないことも幸いし、貴重な資料が多く、中でも国の重要文化財に指定されている、東寺百合文書(年一回展示される)や、平家物語の古写本群等、資料館の財宝というべき、いや日本之宝として一際威光をはなっている。



総合資料館の正面玄関

これまでに館として、京都府百年史編纂事業を完了し、古文書教室の開催も一〇五回を数え、府政情報コーナーを設けるなど、活動分野も多岐にわたっている。なお博物館的業務については、昭和六十三年に文化博物館が設置され、美術工芸、歴史民族資料等の管理業務は移管されている。

施設の面でも目を見張るものが多い。閲覧室の大きさ(四〇〇人収容)、特許資料室の設置等、組織上も館長、次長以下三課で構成され、職員数も六九人で本府公文書館とは業務内容の違いや歴史の差もあって、比較にならない分野が多い。

公文書館の2333日

昭和六〇年十一月十一日に大阪府公文書館が設立されて、この館報が発行される平成四年三月三十一日にいたるまでに、六年と四カ月もの歳月が流れたこととなります。

おかげさまで、本誌『大阪あーかいぶず』も本号で第一〇号を迎えることができました。そこで今回は、これまで積み重ねてきたものを再確認する意味でも、公文書館が歩んできたこの二二二三日を、いろんな角度から振り返ってみたいと思います。

□主なできごと

- S 60・11 開館記念式典及び記念講演会
(約二〇〇人参加)
- S 61・8 第一回文書館振興国際会議 西
日本地区研究集会開催
- S 62・9 大阪市立大学文学部史学教室の
研究会開催
- S 62・10 第三三回近世史料取扱講習会開
催 (国立史料館主催)
- S 62・10 大阪歴史学会見学会
- S 63・2 大阪歴史学会、大阪歴史史料学
協議会ほかより「大阪府公文書
館に関する要望書」受理
(同年3・22回答)

S 63・11 第三四回史料管理学研修会開催
(国立史料館主催)

□来館者

英国国立公文書館副館長、マイケル・ローパー氏や大韓民国政府記録保存所の崔京烈氏など、海外からの見学者を始め、国や地方自治体の類似施設及び文書主管課の職員など、その他、数多くの方々が大阪府公文書館を訪れました。

□公文書館運営懇談会の開催

公文書館の運営について助言・指導をいただくため、この分野に造詣の深い学識経験者を中心に、昭和六十一年八月、公文書館運営懇談会を設置しました。

その後毎年お集まりいただき、当館の運営についてご討議いただいています。開催数は既に六回を数えます。

公文書館運営懇談会委員 (五十音順・敬称略)

- | | |
|-------|---------------|
| 勝部 元 | 桃山学院大学名誉教授 |
| 片岡重治郎 | 府地方労働委員会公益委員 |
| 小山 仁示 | 関西大学教授 |
| 作道洋太郎 | 大阪大学名誉教授 |
| 丸山 秀雄 | 大阪調停協合理事 |
| 元木 健 | 大阪大学教授 |
| 山中水之佑 | 大阪大学教授 |
| 湯浅 敷子 | (財)千里文化財団専務理事 |

□展示事業

当館二階の展示室において、館所蔵資料を紹介するとともに、資料を実際に目で見ていただけるよう、常設展示をしています。

(【 】は特別展・短期間)

開館時

- 【大阪府の公文書と資料】
- 【大阪府の刊行物明治〜戦前】
- 【大阪府の公文書】明治〜昭和
- 【川中家文書】
- 【大阪府庁舎】江ノ子島から大手前へ
- 【公報一〇〇年記念展示】
- 【熊野街道と住吉大社】
- 【昭和初期大阪における貿易振興展覧会】
- 【大阪府公文書に見る暗号符】
- 【史料保存ひとくち話】虫食いの史料

□印刷物の発行

公文書館に関する意識の啓発や館利用の促進を図るため、次のような各種刊行物を発行しています。

◆「大阪あーかいぶず」：館報として、年二回発行しています。

◆「目録」：現在『公文書・刊行物目録』

明治〜昭和二十二年四月、『大阪府行政資料・刊行物収集目録 昭和二十二年』

〔昭和四十五年度〕及び『川中家文書目録近世の部』が発刊されており、まもなく『川中家文書目録 近代の部』を発行する予定です。

◆「大阪あーかいぶず特集号」：日頃の調査・研究の成果を発表する場として、又この分野に携わっている方々の意見発表の場として、隔年で発行しています。

◆「その他の印刷物」：開館記念誌の『公文書館』をはじめ、案内リーフレット・ポスターなど、広報印刷物を発刊しています。

□資料の寄贈・寄託者（敬称略）

府に關係する資料を、ご好意により次の方々より寄贈・寄託いただきました。

（団体の寄贈及び図書類の寄贈については省略しました。）

- S 60年 川中正彦△近世・近代文書ほか▽東久太郎△政党等パッチのアルバム集▽谷嘉代子△大阪築港寄付感謝状ほか▽入江信子△第一回大阪統計講習会受講証書▽富永新蔵△大阪府管内里程表▽加藤栄一△近畿圏整備基本構想案ほか▽琴岡元紀△堺県布告ほか▽利見慶三△昭和二年大阪養老院在院者救助賞与状ほか▽中野一男△人員帳ほか▽高林慎
- S 61年
- S 62年

- S 63年 一郎△明治期の府職員任免書類ほか▽久保田博之△烟草仕入鑑札ほか▽岡部米子△第一回国勢調査記念録▽大庭健吉△東大寺二倉島地子売券ほか▽小島誠△大阪府布告▽前田留蔵△昭和九年暴風水害状況写真▽大庭健吉△塩飽屋文書目録ほか▽池田半兵衛△府立高校校歌資料▽森祐子△髪結職由諸之事ほか▽唯貞三△和漢大成年曆両面図▽志方興三△職務勉勵につき手当金給与証ほか▽
- H 元年
- H 2年
- H 3年

□マイクロフィルムによる資料収集

他の機関が所蔵する大阪府関係資料を、マイクロフィルムの形で収集しています。

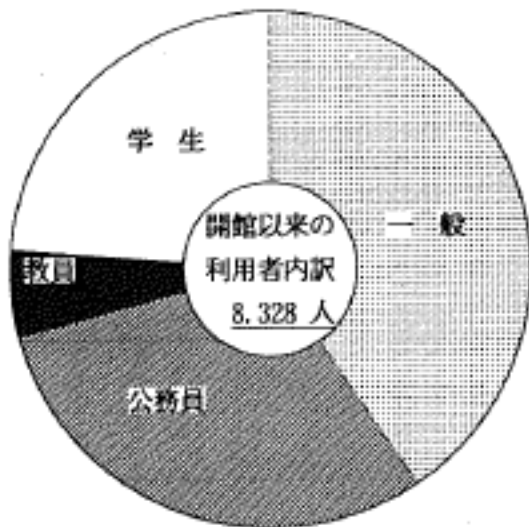
資料名	所蔵元機関名
大阪府関係資料	国立公文書館
"	大蔵省造幣局
"	大阪市立大学附属図書館
"	外務省外交史料館
大阪府統計書	(欠落分を購入)
大阪府職員録	府史編纂室
大阪府公報	大阪市文書課・同公文書館
太政類典	国立公文書館
公文録	国立公文書館
公文類聚	国立公文書館
防空資料	アメリカ国立公文書館

□館の利用状況

四年一月までの一六四三日間（休館日を除く）に八三二八人の方が訪れました。

利用状況表

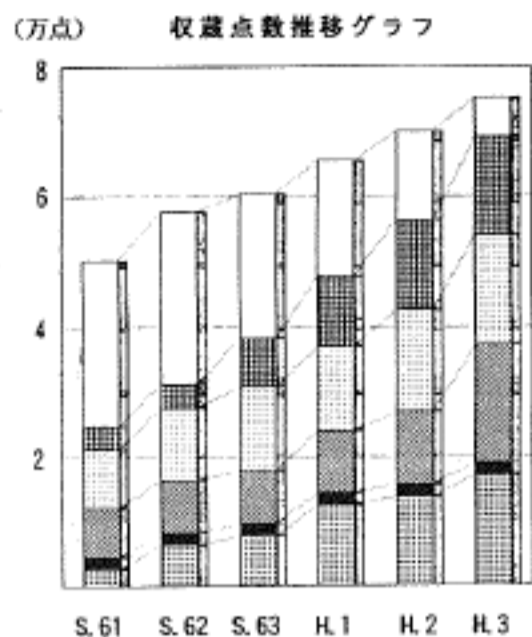
項目	年度					
	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	
開館日数	270	266	261	261	256日	
利用者	年度計	1,471	1,574	1,472	1,099	1,042人
	一日平均	5.4	5.9	5.7	4.2	4.1人
複写	年度計	2,376	1,384	2,662	2,300	2,159件
	一件平均	25.8	23.9	36.5	33.8	38.6件



昭和60年11月11日～平成4年1月31日までの内訳

資料の保存状況

(その他資料とは府公報・マイクロ・地図等)



項目	年度	S.61	S.62	S.63	H. 1	H. 2	H. 3
公文書		3,607	3,748	7,408	10,670	13,672	15,442
府の刊行物		9,076	11,248	13,024	13,030	15,570	16,658
他の刊行物		7,615	8,127	8,194	9,463	11,332	18,155
近世文書		1,899	1,899	1,899	1,899	1,899	1,899
その他資料		2,783	6,576	7,969	12,840	13,971	17,363
登録済点数		24,759	31,377	38,270	47,678	56,209	69,226
整理中点数		25,442	26,243	22,143	17,820	13,902	5,924
総収蔵点数		50,201	57,620	60,413	65,498	70,111	75,150

※ 年度計はそれぞれ7月末現在

(単位 点)

目次一覧

「大阪あーかいぶず」のこれまでの目次を、次のとおり紹介します。

創刊号 (昭和六十一年三月発行)

知事あいさつ

大阪府知事

発行にあたって

館長 井本 洋

司馬遼太郎氏開館記念講演「歴史と史料」

ようこそ公文書館へ

大阪市内区域改正及び区設置の上申

第二号 (昭和六十一年十一月発行)

マイケル・ローパー氏大阪で講演

講演「記録管理と文書館」

訪問記カリフォルニア州公文書館 田中 忠夫

日本人の見た江戸末期の国際事情 加藤銀四郎

明治から戦前までの大阪府公文書 大西 愛

第三号 (昭和六十三年一月発行)

文化遺産と公文書保存

片岡重治郎

公文書館の願い

館長 岡田 大治

公文書館法制定される

浅野 恭子

「大阪府公報」百年の歴史

大庭 健吉

石碑残照

大西 愛

江戸時代の河内の料理

丸山 秀雄

第四号 (平成元年三月発行)

「公文書館への道」

公文書館・文書館等の実情調査結果

大西 愛

二〇〇年目を迎えた文書館

大庭 健吉

領事館からの手紙

奥野 雅生

国際交流課のルーツを垣間見て

第五号 (平成元年十一月発行)

ジャン・ファビエ氏講演

「二〇世紀の公文書館問題」

金山 正子

吉次郎博突一件顛末記

古文書講座

大東市立歴史民俗資料館

昭和初期外国使節来阪記録

金山 正子

小説の中のアーカイブズ

大西 愛

文書館あれこれ(1) (東京都公文書館)

第六号 (平成二年三月発行)

大阪府新庁舎計画とレコードマネジメント

鳥居 龍雄

住吉名勝園会にみる万代池

大西 愛

昭和初期大阪における貿易振興展覧会

金山 正子

文書館あれこれ(2) (広島市公文書館)

堺市博物館 古文書講習会

第七号 (平成二年十一月発行)

「二十一世紀公文書館の「夢」

安長 進

「内務省上申下調動王家履歴」

金山 正子

公文書登録状況報告

大阪事件の暗号電報とその周辺史料 大西 愛

文書館あれこれ(3) (千葉県文書館)

八尾市立歴史民俗資料館 古文書入門講座

所蔵定期刊行物リスト

第八号 (平成三年三月発行)

公文書館のフィロソフィー

作道洋太郎

文書館あれこれ(4) (藤沢市文書館)

大阪府公文書館にみる暗号符 大西 愛

公文書館誌

箕面市立郷土資料館 古文書学習会

第九号 (平成三年十一月発行)

シャルル・ケスケメティ氏講演

「アーキビスト養成の国際潮流」

公文書館の環境

「ある保健婦の記録」と公文書館

公文書登録状況報告

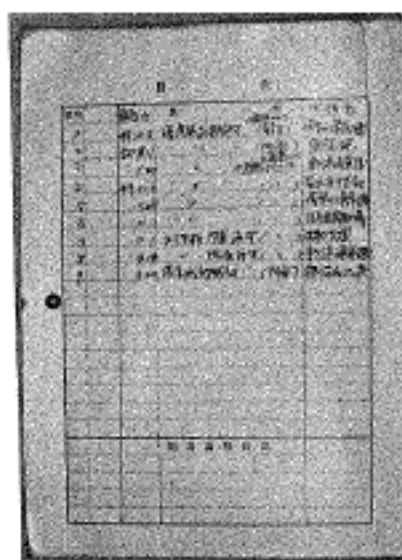
文書館あれこれ(5) (尼崎市立地域研究史料館)

この仕事 こんな作業

大阪府の公文書の形態というものは、たいして簿冊を一つの単位とし、その簿冊の中にいくつもの独立した件名を持っているというのが多いようです。また、この簿冊というものを見てみると、例えば「人事関係綴」であるとか「往復文書綴」であるとか、抽象的なネーミングであることが多く、それだけで中身を知るのは困難なものです。

実際に公文書を作成する当事者（担当者）にとつては、毎日の業務で実際に使っているので、このような抽象的な名前のもので事務に支障はないのでしょうか。しかし、これがいったんその人の手を離れ、第三者がこの公文書で何かを調べようとすると、こんな簿冊名だけでは、中にいったいどんな物（件名）が入っているのか皆目見当つきません。

大阪府では文書管理規程の中で、法制文書



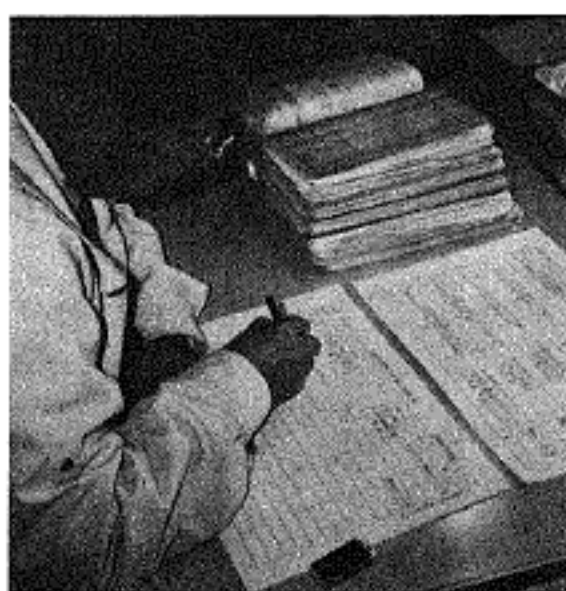
今では見られなくなった
件名記入欄付のファイル

課に引き継ぐ文書には、文書引継票の他に保存文書索引（いわゆる件名目録）を添付することを義務付けていますが（同規程二六条の2）、ほとんど守られていません。また、誰が見ても一目でその中身が分かるように、昭和五十一年から五十五年くらいまでは、ファイルの表紙の裏に件名を書く欄を設け、ここに件名を記入するようにしていました。ところがこれも今となってはほとんど守られておらず、今日にいったてはその記入欄さえも、ファイルから消えてしまいました。とうぜん公文書館に引き継がれてくる公文書も、このような件名の無いものがほとんどであり、公文書の持つ、本来の価値が充分に発揮されないでいます。

そこで公文書館では、簿冊名だけでは分かりにくい公文書それぞれの「実体」を明らかにするために、大阪府で長く行政に携わってこられた府OBの方の手を借りながら、簿冊の中に含まれている件名を、一つずつ丹念に拾っていくという作業を進めています。

当館では現在、簿冊にして一五、六〇〇冊余りの公文書を所蔵しており、さらに毎年三〇〇〇点強の公文書が引き継がれてきます。件名というものは、簿冊名のように既存のものではなく、その内容を読んで独自に付けていかなければならないものであり、一冊一冊の簿冊からそれぞれ件名を拾っていくという

のは大変な作業です。しかし、公文書館にせっかく引き継がれてきた、これらの貴重な公文書が、その力を発揮しないまま眠ってしまわないように、また、少しでも利用者が使いやすくなるように、今後ともこの作業を続けていきたいと考えています。



件名目録の作成

ただ、前にも述べたようにこの作業は本来、担当者の仕事なのです。公文書というものは、誰が見ても分かるようになっていなければならないことにより、人事異動などによる事務の引継ぎもスムーズにはなりません。仮に公文書館の職員が一〇の労力で、件名をひとつつけたとすれば、実際に公文書を作成している担当者であれば、その半分の力でできると思います。公文書のあるべき姿というものを、いま一度考える必要があるのではないのでしょうか。

(T・K)

『大阪あーかいぶず特集号』

原稿募集のお知らせ

隔年で出版している「大阪あーかいぶず特集号」No.3の原稿を募集しています。内容は次のとおりで、四〇〇字詰原稿用紙で五〇枚以内です。詳細は公文書館にお問い合わせ下さい。

- 1 今回は「公文書館の利用」をテーマとします。このため、これに添った内容の研究や意見はどんなものか、あるいは文書館や史料管理など全体に関する研究
- 2 大阪府の行政や府域の歴史的内容で、資料にもとづいた新しい研究の結果や紹介
- 3 本館所蔵資料についての研究や、館蔵資料の紹介



お知らせ

今後の大阪府公文書館のあり方について、具体的に検討していくため、運営懇談会の中に研究的な機能を持つ「公文書館問題検討小委員会」を設置しました。

委員の構成は次のとおりです。(敬省略)

小委員委員

- 山中永之佑 大阪大学 法学部教授
- 広川 植秀 大阪市立大学 文学部教授
- 芝村 篤樹 桃山学院大学 経済学部助教授
- 中尾 敏充 近畿大学 法学部助教授
- 白石 玲子 関西大学 法学部非常勤講師
- 高松 敏男 府立中之島図書館 郷土資料課長
- 本田 稔彦 大阪府総務部 法制文書課長

編集後記

▼「故きを温ねて新しきを知る」ということわざがあります。まさに公文書館(文書館)の存在価値を表現する言葉ではないでしょうか。歴史とは記録を残していくことであり、例えば人の場合、アルバムや日記、今ではビデオなどでその生い立ちを記しておこうとしますが、大阪府のような組織の場合、意外とこの記録を残すという行為を怠りがちです。▽そういう意味で、公文書館とはその組織の歴史の部分を支える重要なポジションだと思います。未来の人の「故きを温ねる」機会を無くしてしまわないように、公文書を作る側の、残そうという意識が高まることを願っています。

▼「大阪あーかいぶず」も、おかげさまで、本号で第十号を迎えることができました。▽これを一つの節目として、さらに充実したものとできるよう努力していきたいと思っておりますので、よろしく願います。(T・K)

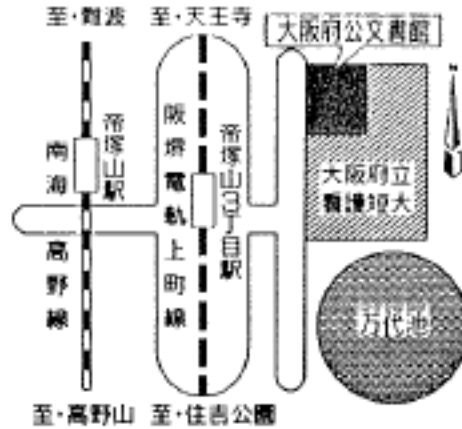
利用案内

■閲覧時間

- ・月曜日、金曜日 午前9時15分～午後5時
- ・土曜日 午前9時15分～午後0時30分

■休館日

- ・第2、第4土曜日
- ・日曜日、祝日及びその振替休日
- ・年末年始(12月28日～1月4日)
- ・毎月末日(日曜日の場合はその前日)



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山3丁目 (徒歩3分)
南海高野線帝塚山(徒歩6分)

大阪あーかいぶず 第十号

平成四年三月三十一日発行
編集発行 大阪府公文書館
大阪市住吉区帝塚山東二丁目一四四
電話 〇六一六七五―五五五―
FAX 〇六一六七五―五五五―
印刷 大阪府営印刷所